

「東京とどまるマンション」の補助金の受付を開始します ～防災備蓄資器材の購入や非常用電源の設置等を支援～

東京都では、災害時でも自宅での生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表し、普及を図っています。

このたび、登録されているマンションの管理組合や賃貸オーナーを対象とした、簡易トイレや、エレベーターに設置する防災キャビネット、炊き出し器など防災備蓄資器材の購入への補助や、既存マンションを対象とした、非常用電源となる発電機や蓄電池、止水板等の設置への補助について、今年度の受付を開始します。

この機会に、これらの補助を活用して災害時に備えましょう。

なお、今後、エレベーター閉じ込め対策（リスタート機能等の追加）やマンホールトイレの整備など、補助対象の拡充を予定しています。

記

とどまるマンション促進課長「トドまるくん」

1 申込開始日

令和7年5月7日（水曜日）

2 申請受付窓口(受託者)

東京とどまるマンション補助金受付事務局
公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
〒160-8353 東京都新宿区西新宿七丁目7番30号
小田急西新宿 0-PLACE 2階
☎ 03-5989-1547



3 補助事業

(1) 東京とどまるマンション普及促進事業（詳細は別紙1参照）

ア 通常分

登録マンションを対象に、防災備蓄資器材の購入費用の一部を補助します。

【補助率】2/3、【上限額】66万円

【要件】購入した防災備蓄資器材を活用した防災訓練を行うこと。



イ 地域連携分

町会等と連携して合同防災訓練を行う登録マンションを対象に、防災備蓄資器材への補助率等を引き上げます。

【補助率】10/10、【上限額】100万円

【要件】以下の①、②の要件を満たすこと。

①町会等との合同防災訓練を行うこと。

②以下により、町会等と共同で防災活動に取り組んでいること。

- ・都の支援制度（「町会・マンション みんなで防災訓練」など）や区市町村の町会等への活動助成金
- ・区市町村による防災マンション認定制度や防災協定等

（次ページへ続く）

本件は「[2050 東京戦略](#)」を推進する事業です。
戦略 22 防災「地域防災力の強化」



2050東京戦略
～東京 もっとよくなる～

(2) 東京とどまるマンション非常用電源導入促進事業（詳細は別紙2参照）

非常用電源を設置する費用を補助します（新築マンションを除く）。

【補助率】発電機：1／2、蓄電池：3／4

【上限額】発電機：1,500万円、蓄電池：1,316万円かつ1kWhあたり18.8万円

【対象の設備】

停電時に水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時又は交互に行える電力供給能力をもつ発電機設備・蓄電池設備

(3) 東京とどまるマンション浸水対策設備導入促進事業補助金（詳細は別紙2参照）

浸水想定区域等に位置する場合、非常用電源を浸水から守るための浸水対策設備の改修費用と調査・企画費用を補助します（新築マンションを除く）。

【補助率】 1／2

【上限額】 75万円

※調査・企画費用を申請する場合、改修費用と合わせて上限額が適用されます。

【対象の設備】止水板、防水扉、防水シャッターなど

※非常用電源を設置しているマンションが対象です（(2)の補助と同時申請も可能）。



分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

マンションで**災害時の備え**を進めてみませんか？

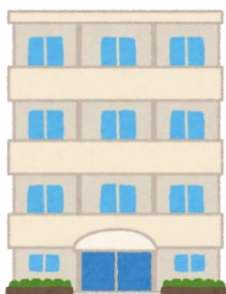
事業名：東京とどまるマンション普及促進事業

災害時に、救援物資が供給されるまでの間、マンションでの生活を継続するためには、日頃からの防災訓練、備蓄等の備えが重要です。

東京都では、停電時でも生活を継続しやすいマンションを「**東京とどまるマンション**」として登録・公表しており、**登録マンションの防災備蓄資器材の購入に補助**を行います。



在宅避難

マンション共有で準備
防災備蓄資器材

簡易トイレ



防災キャビネット



炊き出し器

※上記例以外も補助対象になる資器材があります。

補助

通常分

補助率 2/3
限度額66万円

さらに！



町会等と連携して
合同防災訓練を
実施すると

地域連携分

補助率 10/10
限度額100万円

※上記の他にも要件があります。詳しくは裏面を御覧ください。

「東京とどまるマンション」への登録と
補助を活用して災害に備えてください

予算がなくなり次第終了します。

とどまるマンション促進課長
“トドまるくん”



補助概要

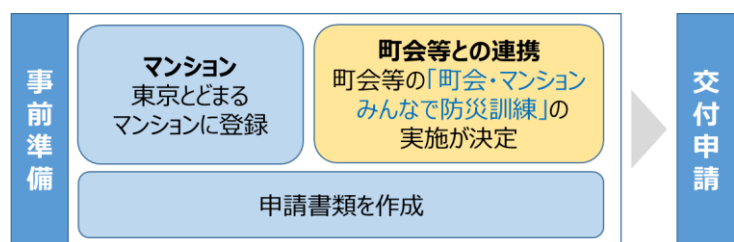
「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、防災備蓄資器材の購入費用の一部を補助します。町会等と合同で防災訓練を行う場合に補助率等を引き上げます。

	補助率	上限額	申請期間 ※予算がなくなり次第終了します。
マンション単体 で防災訓練 通常分	2/3	66万円	令和7年5月7日から 令和7年12月25日まで
町会等と連携 して防災訓練 地域連携分	10/10	100万円	令和7年5月7日から 令和7年12月15日まで

- **補助の対象となるもの** 防災備蓄資器材の購入に係る経費（飲料水・食料は対象外）
（例）発電機、簡易トイレ、防災キャビネット、給水タンク、炊き出し器など
- **補助の対象者** 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者



申請までの一例（地域連携分の場合）



町会等との連携 は、以下でも申請可能

- 防災マンション認定制度等で町会等と防災対策で連携
- マンション・町会等・地元自治体で防災協定等を締結

このほか、交付申請後に、町会等と合同防災訓練の実施が必要です。

※ **通常分** マンション単体で防災訓練の場合、町会等との連携や、合同防災訓練の実施は必要ありませんが、購入した防災備蓄資器材を活用した防災訓練を実施してください。



「東京とどまるマンション」の登録要件

- **耐震性**
 - 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）
 - 旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの。
- **ハード対策**

停電時でも、水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時もしくは交互に行える電力供給可能な非常用電源設備が設置されていること。
- **ソフト対策**
 - ＜必須事項＞ 防災マニュアルを策定していること。
 - ＜選択事項＞ 年1回以上の防災訓練の実施、3日分程度の飲料水・食料の備蓄、応急用資器材の確保、災害時の連絡体制の整備にうちいずれか一つに取り組んでいること。



※ 耐震性を有していることを前提に、**ハード対策のみ、ソフト対策のみで登録可能**



登録申請窓口・補助金申請窓口

- 「東京とどまるマンション」受付事務局 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

登録について ☎ 03-5937-1173

補助金について ☎ 03-5989-1547